暴力団排除に関する八王子いちょう祭り祭典委員会　規約(イベント)

（趣旨）

第１条　この規約は、八王子いちょう祭りから暴力団排除を徹底することにより、善良な市民に開かれた、明るく健康的な祭典を提供し、伝統ある地域文化の発展に寄与するために、イベント参加に必要な事項を定めるものである。

（参加の基準）

第２条　祭典委員会は、イベント参加団体及び参加者が次に該当する場合には参加の許可をしないものとする。

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）であるとき
2. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものと認められる者
3. 名目の如何を問わず、暴力団等に金品その他の財産上の利益の供与を行っている者、又は行ったと認められる者
4. 居所不明、素行不良等、祭典のイベント参加者としてふさわしくない者

（参加の手続き）

第３条　イベント参加者は、祭典委員会が定める企画提案書及び誓約書を作成し、祭典委員会が定める申込み締切日までに、祭典委員会に参加の意思を表示するものとする。

（場所の指定）

第４条　イベントエリア・会場の指定は、祭典委員会の定める方法で行うものとする。

（イベント参加の取消）

第５条　祭典委員会は、一度参加を認めた場合でも次の各号に該当すると認めたときは、イベント参加・催しを取り消すことができるものとする。

1. 第３条各号（許可の基準）に該当することが明らかになったとき
2. 暴力団員をイベント参加(出演者・スタッフを含む)せたとき
3. 許可を得た内容と著しく、異なることが判明したとき
4. 粗野または乱暴な言動や、入れ墨をちらつかせたりするなど、来場者等に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為があったとき
5. 第１１条（イベント参加者の遵守事項）の規定を守らず、祭典委員会役員及び、警備関係者の正当な指示に従わないとき

（イベント参加者の遵守事項）

第１１条　イベント参加者は、次の事項を誠実に遵守しなければならない。

1. 物品を販売しないこと。
2. 指定されたイベントエリア内のみで行うこと。
3. 祭典委員会が指定した場所、建物、備品類等以外は使用しないこと。
4. イベント参加者は、常に祭典委員会と連絡が取れるようにしておくこと。

（管轄警察署との連携）

第１２条　祭典委員会は、イベント参加団体及び参加者と暴力団又は暴力団員との関係等を調査するため、企画提案書、誓約書を警察等関係機関に提出し、意見を聞くことができる。

（その他）

第１３条　この規約に定めのない事項については、その都度、祭典委員会役員会において決定するものとする。

付則

本規約は、平成２４年６月１日から施行する。